九月十七日（木曜日）

出席議員

一番	のぐち	けんたろう	十八番	たかはま	なおき
二番	吉村	美紀	十九番	金子	てるよし
三番	松平	雄一郎	二十番	市村	やすとし
五番	ほかり	吉紀	二十一番	田中	としかね
六番	依田	翼	二十二番	名取	顕一
七番	高山	かずひろ	二十三番	白石	英行
八番	石沢	のりゆき	二十四番	松丸	昌史
九番	千田	恵美子	二十五番	岡崎	義顕
十番	豪一		二十六番	上田	ゆきこ
十一番	浅川	のぼる	二十七番	品田	ひでこ
十二番	山田	ひろこ	二十八番	浅田	保雄
十三番	宮本	伸一	二十九番	海津	敦子
十四番	田中	香澄	三十番	高山	泰三
十五番	沢田	けいじ	三十一番	山本	一仁
十六番	小林	れい子	三十二番	板倉	美千代
十七番	宮崎	こうき	三十三番	関川	けさ子

欠席議員

四番	宮野	ゆみこ

欠員

三十四番

出席説明員

区長	成澤廣修	
副区長	加藤裕一	
副区長	新名幸男	
教育長	丹羽恵玲奈	
企画政策部長	鈴木裕佳	
総務部長	竹田弘一	
防災危機管理室長	榎戸研	
区民部長	髙橋征博	
アカデミー推進部長	塚隆史	
福祉部長兼福祉事務所長	矢島孝幸	
地域包括ケア推進担当部長	瀬尾かおり	
こども未来部長	多田栄一郎	
保健衛生部長兼文京保健所長	阿部敦子	
都市計画部長	鵜沼秀之	
土木部長	小野光幸	
資源環境部長	細矢剛史	
施設管理部長	松永直樹	
会計管理者会計管理室長事務取扱	宇民清	
教育推進部長	吉田雄大	
監査事務局長	渡邊了	
総務課長	畑中貴史	

事務局職員

事務局長	佐久間康一	
議事調査主査	杉山大樹	
議事調査主査	窪田英二郎	
議事調査主査	高橋裕美	
議事調査主査	菅波節子	
議事調査担当	宮川美帆	
議事調査担当	鍋由起子	

議事日程

日程第一　一般質問

午後一時五十九分開議

○議長（市村やすとし）　ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（市村やすとし）　まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

十七番　宮崎　こうき　議員
二十四番　松丸　昌史　議員
を指名いたします。

○議長（市村やすとし）　これより、日程に入ります。
日程第一、一般質問を行います。
〔田中としかね議員「議長、二十一番」と発言を求む。〕
○議長（市村やすとし）　二十一番田中としかね議員。
〔田中としかね議員登壇〕
○田中としかね議員　令和八年九月定例議会に当たり、自由民主党文京区議会を代表しまして、私、田中としかねが質問をさせていただきます。
最初に、自治体ＡＸとは何かということ。国と都と特別区をつなぐ政策実装について伺います。
せんだっての七月三十日、総理大臣官邸におきまして、第二回となる国と東京都の協議会が開催されました。
政府は、日本経済の中心である東京の更なる発展が、我が国の強い経済の実現に不可欠であるとの認識を示し、日本成長戦略に掲げる戦略分野について、国と東京都が連携していく方向を確認しています。
翌三十一日には、小池都知事も、「ＡＸを始めとした、都と国の勝ち筋となる分野でしっかりと連携していくことを確認できた」と述べています。
そして、同日発出された令和九年度予算の東京都の見積方針では、国の成長戦略と歩調を合わせ、日本の成長を牽引する施策を先手先手で展開すること、その重要な視点の一つとして、ＡＸ、すなわちＡＩトランスフォーメーションを明確に位置付けています。
ＡＸの推進などを踏まえた取組については、新規事業だけではなく拡充事業も、原則としてシーリングの枠外とされたことから、その本気度がうかがえます。東京都は、ＡＩを使う段階から、ＡＸの視点で予算を組む、そうした段階へと移ったのです。
これは、単なるデジタル政策の強化ではありません。ＡＩを一つの便利な道具として扱うのではなく、行政の仕組みそのものを見直す視点として予算編成に組み込んだということであります。
そして、ここまでの動きは、一つにつなげて見る必要があります。国は成長戦略を示す、東京都はその戦略と歩調を合わせ、ＡＸを東京の勝ち筋として予算へ落とし込む。
では、その中で、基礎自治体はどこに位置付けられるのか。国で方向を決め、東京都で制度を作り、区市町村は下りてきた施策を実施する、そのような一方向の政策形成では、そもそもＡＸは実現できません。ＡＸとは、出来上がった制度にＡＩを当てはめることではないからです。
住民生活への行政サービス、医療、福祉、防災といった現場で、ＡＩやデータによって何を変えられるのか、その可能性と課題が最も具体的に見えるのは、住民に最も近い基礎自治体にほかなりません。だからこそ、基礎自治体は政策の単なる実施主体であってはならないのです。政策を実装し、検証し、そこで得られた知見を東京都と共有し、さらに国の制度や予算を動かしていく、政策形成の主体であるべきです。
国から都へ、都から区へという流れに、区から都へ、都から国へという逆方向の流れを組み込む。政策を下ろすのではなく、実装と検証を通じて循環させる。現場を持つ基礎自治体だからこそ、制度の弱点も新しい可能性も見付けることができる。その知見を次の制度や政策

形成につなげる。そこまでが、これからの自治体の役割だと考えます。

私は、自民党区議会議員連絡協議会の会長として、国と東京都と特別区を政策実装の一本の回路としてつなぐことを訴えています。その具体的なテーマの一つがＡＸです。

では、自治体にとって、ＡＸとは何を変えるためのものなのでしょうか。

ここで注目したいのが、七月五日に東京都とＧｏｖＴｅｃｈ東京が開催したカンファレンス、オールジャパンで進める自治体ＤＸ・ＡＸになります。自治体の垣根を越え、知見、人材、デジタル基盤を共有していく方向性が示されました。

登壇した知事の一人が、文京区にもなじみの深い山野之義石川県知事です。山野知事は、金沢市長時代から、デジタルによって行政組織を変える取組を進めてこられました。そして、石川県知事となった現在、能登半島地震の経験を踏まえ、デジタルによって地域社会のレジリエンスを高めようとしています。デジタル政策の射程が、役所の内部から地域社会そのものへと広がっているのです。

昨年十二月、文京区議会は、都市間交流事業として金沢市を訪問し、能登半島地震への対応と、その経験を踏まえた地域防災計画の改定について説明を受けました。避難所の自動解除キーボックス、衛星通信機器、トイレ対策、災害情報の一元化など、実際の災害経験を政策へ反映した取組が示されました。

金沢市は、自らも被災しながら、同時に能登の被災地を支える拠点でもありました。首都直下地震を想定する文京区にとって、これは極めて重要な経験になります。本区もまた、自ら被災しながら、大学病院や研究機関等の集積を生かし、周辺地域を支える役割を担う可能性があるからです。

そこで、能登半島地震の経験と、文京区が備えるべき首都直下地震への対応を、ＡＸという視点から是非接続すべきだと考えます。災害対応記録やマニュアルだけではなく、職員が持つ経験知をＡＩによって蓄積、構造化し、次の災害に活用する。避難所の収容能力、備蓄、電源、通信、トイレなどを平時からデータとして整備し、災害時にはＡＩが情報を分類、可視化し、意思決定を支援する。

重要なのは、個々のツールを導入することではありません。平時の行政データ、災害時の情報、過去の経験知を接続し、地域社会の対応能力そのものを高めることです。

そして、その相手として金沢市との関係を活用することには必然性があります。文京区と金沢市は友好交流都市です。その協定を成澤区長と締結した当時の金沢市長が、現在の山野石川県知事です。

東京都と石川県、文京区と金沢市、能登半島地震の経験と首都直下地震への備え、既に存在する関係を、ＡＸという政策によって接続できます。新しい連携先を探すのではなく、これまで積み重ねてきた都市間交流を次の政策実装へ進化させる、私はそこに自治体連携の意味があると考えます。

そこで、四点伺います。

第一に、本区の令和九年度予算編成において、ＡＸを政策横断的な視点として明確に位置付け、既存事業を含めた見直しを各部署に求める考えはないでしょうか。

第二に、本区におけるＡＸを、単なる生成ＡＩの業務利用ではなく、ＡＩとデータによって行政と地域社会との接続を再設計し、自治体が地域を支える能力そのものを高める取組として位置付けるべきと考えますが、見解を伺います。

第三に、金沢市と、防災分野における経験知のＡＩ活用、避難所情

報のデータ化、災害時の情報集約、受援・支援体制の高度化など、防災ＡＸの共同研究に取り組んではいかがでしょうか。

第四に、その成果を、東京都、石川県、ＧｏｖＴｅｃｈ東京などと共有し、必要であれば、国への制度改正や財政支援の提案まで含めて、文京・金沢モデルを自治体ＡＸの全国展開につなげる考えはないでしょうか。

国と東京都は、ＡＸを勝ち筋と位置付けました。であるならば、次に必要なのは、その勝ち筋を区民の暮らしの中で実装する自治体です。能登の経験を、東京の備えへ。是非、文京・金沢モデルを示してまいりましょう。

次に、地域におけるケアについて伺います。

私たちは、自立という言葉を大切にしてきました。自分で考え、自分で選び、自分の人生を生きるということ。しかし、人間は本当に一人で自立して生きているのでしょうか。

生まれたときには誰かに抱きかかえてもらわなければ生きていけない。成長してからも、家族に支えられ、友人に助けられ、誰かから学び、誰かと働きながら生きています。そして、自分が誰かを支える側になることもあれば、病気や加齢、思いがけない困難によって、再び誰かの力を借りることもある。

人間は、支える人と支えられる人に分かれているのではありません。誰もが支えたり、支えられたりしながら生きています。

私は、ここからケアを考えたいと思います。高齢、障害、生活困窮、子育て、行政にはそれぞれに対応する制度があります。しかし、現実の暮らしは、そのようにきれいに分かれてはいません。一人の人間に、介護も、病気も、子育ても、孤独も重なることがあります。

制度には境界があります。しかし、人間の暮らしには境界がありません。制度をつなぎ、必要な支援を切れ目なく届けることは重要です。しかし、それだけでケアする地域が成立するのでしょうか。

制度は、基本的には困っているから支えるという仕組みです。だからこそ私は、困る前から、ケアは特別な誰かだけに関わるものではなく、人が生きることそのものに深く関わっているということを、地域の中で共有していくことが大切だと考えます。

地域包括ケアとは、ケアが必要になった人を地域で支える仕組みであると同時に、人を支える経験を通じて、地域そのものがケアすることを学んでいく、その営みでもあるのではないでしょうか。

仕組みは整えることができます。しかし、営みは人と人との関わりの中でしか育ちません。

その可能性を具体的に感じさせる取組があります。東京大学グローバルナーシングリサーチセンター（ＧＮＲＣ）と本区が目白台で進めている、目白台プロジェクトです。

暮らしの保健室がある、ケアについて共に学ぶ場がある、地域住民と医療・介護の専門職、大学の研究者が出会う。私が重要だと考えているのは、新しい相談窓口が一つできたということではありません。住民が専門職から学ぶ、専門職が住民の暮らしや経験から学ぶ、誰かに支えてもらった経験を持つ人が、その経験を語ることで、今度は別の誰かを支えることもある。支えることと支えられること、教えることと学ぶこと、その役割が、人と人との間で行き来をしている。

ケアとは、一方から一方へ与えるものではありません。人と人との関わりの中で生まれ、ケアする側もまた、学び、変わっていくものなのです。

こう考えるようになったきっかけは、東京大学ＧＮＲＣセンター長の山本則子先生との会話からでした。私が文学部で哲学を専攻してい

たということを御存じの山本先生から、印象的な二つの言葉をいただきました。一つは、「看護は現象学を体現していると思います」という言葉。もう一つは、「看護実践を研究する人には、解釈学が役に立ちます」という言葉です。

ケアする人は、最初から答えを持っているのではありません。まず、この人は今、何を経験しているのだろうと考えることから始めます。病名や年齢、要介護度といった分類だけではなく、その人がどのように暮らし、何を感じ、何を大切にしているのかを理解しようとします。相手の話を聞けば、自分が良かれと思っていたことを考え直さなければならないこともあるでしょう。ケアすることは、他者から学ぶことでもあるはずです。これは、目の前の人の経験そのものに立ち返ろうとする、正に現象学的な態度です。

そして、看護や介護の現場では、マニュアルだけでは答えの出ないことが数多く起こります。そこで専門職が何を感じ、何に迷い、なぜそのように関わったのか、その経験を、その人だけが持っている勘で終わらせないように、経験を言葉にする。言葉にすることで、その経験をもう一度理解する。そして、その理解から誰かが学び、次のケアへと返していく。実践から理解へ、そして、その理解から再び実践へ。正に解釈学的な循環です。

ここに、大学が地域のケアに関わる大きな意味があると思います。地域で生まれた経験を、大学の研究の力によって言葉にする。住民の経験、専門職の実践知、大学の研究知を出合わせ、そこで生まれた知を再び地域へ返す。私は、ここに文の京だからこそできるケアの姿があると考えます。

文京区には、大学、医療機関、研究機関、そして専門家という、他の自治体にはない知の集積があります。問題は、その知と地域の暮らしとをどう出合わせるかです。

大学の研究知と、専門職の実践知と、住民の経験知が出合う。そこから新しい知が生まれ、再び地域へ返っていく。知の集積を知の循環へ。私は、そこにこれからの文の京が目指すべき一つの姿があると考えます。目白台で始まっているのは、そのような試みではないでしょうか。

そして、ここまで考えてくると、目白台プロジェクトが掲げる、一緒に創る、百年の幸せという言葉の本質が見えてきます。この百年は、一人が百歳まで幸せに暮らすという意味だけではありません。誰かに支えてもらった経験から学び、今度は自分が誰かに手を差し出す、その人もまた、いつか別の誰かを支えるかもしれない。

ケアされた記憶は地域に残ります。人は入れ替わり、世代は替わる。しかし、ケアの経験から得た学びは、人から人へ、世代から世代へ、手渡していくことができる。百年とは、地域がケアすることを学び続ける時間でもあるのです。私はそう考えます。

子どもの頃に支えてもらった人が、やがて誰かを支える側になる。その人もまた、いつか支えられる側になる。そうやって、ケアの経験が地域の中を巡っていく。その循環そのものを、地域の財産として残していくという発想です。

行政には年度があります。しかし、ケアには年度がありません。今日掛けてもらった一言の意味が、十年後に初めて分かることもあるでしょう。今日支えてもらった経験が、二十年後、別の誰かを支える力になることもあるでしょう。ですから、目白台の成果を、単に講座の回数や参加者数だけではかってはならないと思います。数字はもちろん必要です。しかし、数字ではかることと、数字でしか見ないということは違います。

行政は一年で動きます。しかし、地域は百年という時間を生きています。そこで何が起きたのか、人と人との関係がどう変わったのか、その経験から何を学び、次のケアにどう生かしたのか、それを言葉にし、地域の知として残していく必要があります。

もう一点。ケアする人もまた、ケアを必要としています。家族も、専門職も、地域で誰かを支える人も、疲れます。迷います。地域で支え合うという言葉を、行政の責任を家族や地域の善意へ移す言葉にしてはなりません。支える人も安心して支えられる、そこまで含めて、ケアする地域、そう言えるのだと思います。

そこで伺います。文京区にとって、ケアとは何でしょうか。必要なサービスを届けることだけでしょうか。それとも、人が支え、支えられ、そこで生まれた経験が知となり、次のケアへとつながっていく、その循環を地域の中に作ることまで含むのでしょうか。

目白台で注目すべきなのは、事業の形ではありません。目の前の人から学ぶ、実践から学ぶ、その経験を言葉にする、そして、次のケアへ返していく、そのケアの在り方です。

目白台だけの成功事例として囲い込むのではなく、そこで得られた知見を、他の地域へ、他の福祉分野へ、更には行政の政策形成へとつなげていただきたい。

文京区には、大学や医療機関、専門職、そして地域で暮らす人々が持つ様々な知があります。その知の集積を、知の循環へとつなげる、そして、文の京が持つ知の力を、地域のケアする力へと変えていく。

一緒に創る、百年の幸せを、一つの事業の理念で終わらせてはなりません。目白台で生まれた知見を地域に残し、次のケアへ、そして次の世代へとつないでいく、その循環を文京区としてどう作っていくのか、区の見解を伺います。

次に、教育のデジタル化と、二〇三〇年度から始まる新たな教科書制度を見据えた本区の取組について伺います。

ＧＩＧＡスクール構想によって一人一台端末が整備され、生成ＡＩも急速に普及しています。教育のデジタル化が進んだ今、問うべきことも変わってきました。使えるようになったかではなく、本当によく学べるようになったのか。私は今こそ、この問いを正面から検証すべきだと考えます。

本年六月、学校教育法等の改正によって、デジタル教科書が正式に教科書として位置付けられました。二〇三〇年度以降、教科書には、紙、紙とデジタルの組み合わせたもの、デジタルという複数の形態が、制度上、位置付けられます。

これは、単に教科書の形が変わる話ではありません。子どもが何を見て、何に触れ、どのように読み、書き、考えるのか、学ぶという経験そのものに関わる制度変更です。だからこそ、これから重要になるのは、デジタル化を進めること自体ではなく、その教育的な効果を検証することです。

既にデジタル化を進めてきた国では、その見直しも始まっています。ノルウェーでは、デジタル機器の過度な利用を見直し、特に小学校段階では、紙の教科書を重視する方向へ政策を修正しています。国内でも、全国の小学校長を対象とした調査では、低学年について、紙のみ、また、紙中心を望む校長が九割を超えました。

一方、学年が上がるにつれてデジタルへの評価は高まり、英語などではデジタルを積極的に活用すべきだという意見も多くなっています。

私は、この違いにこそ注目すべきだと考えます。つまり、これは紙かデジタルかという二者択一の問題ではありません。低学年と高学年では違う、国語と英語でも違う、長い文章をじっくり読むことと音声

を聞くことでも違う。問うべきなのは、紙かデジタルかではなく、いつ何をどのように使えば、子どもが最もよく学べるのかということです。

お隣の千代田区では、樋口区長が、紙の教科書をベースとし、必要な場面でデジタルを活用する考えを明確にしています。神保町という本の街を擁する千代田区が、紙の価値を問い掛ける、その問題提起には大いに共感します。

ですが、文の京には更にできることがあると思います。千代田区が神保町から問いを発するなら、文京区はその問いを教育実践の中で確かめることができる。

本区には、学校現場で今日的な教育課題について実践的な研究を行い、その成果を区立学校全体へ還元する、教育研究協力校の仕組みがあります。これまでも、ＩＣＴを活用した授業を研究課題として取り上げ、学校現場で実践と検証を積み重ね、その成果を教育センターに蓄積してきました。つまり、本区には既に、教育のデジタル化について、実際の授業を通じて検証する仕組みがあります。

であるならば、二〇三〇年度から新しい教科書制度を前に、私はこの仕組みを更に一段発展させることができるのではないかと考えます。その際に生かしたいのが、文の京に集積する大学の研究知です。

お茶の水女子大学には、幼児期から小学校低学年への接続について、大学と附属学校園が一体となって教育実践を検証してきた蓄積があります。東京大学にも、子どもの発達を長期的、実証的に捉える研究基盤があります。私は、この文京区が既に持っている教育研究の資源を、二〇三〇年に向けてもう一度つなぎ直すべきだと考えます。

例えば、教育研究協力校において、発達段階に応じた紙とデジタルの効果的な活用を研究テーマに位置付ける。特に注目したいのは、小学校低学年です。小学校に入学したばかりの子どもたちは、鉛筆を持ち、文字を書き、本のページをめくり、先生の話を聞き、友達と話しながら、学校で学ぶということの行為そのものを身に付けていきます。

一方、端末だからこそできることもあります。音声を聞く、動画を見る、拡大する、共有する、読み書きに困難を抱える子どもの学びを支援する。

では、どの学習場面で何を使うことが最も適しているのか。ここを、学校現場の経験だけにも、研究者の理論だけにも委ねないことです。教師の日々の授業実践と、大学が持つ発達や学習の研究知を結び付けるのです。

私は、大規模な実証実験を求めるのではありません。一組は紙、二組はデジタルで実験する、そんな乱暴なことはできませんから。普段の授業の中で、紙を使ったとき、デジタルを使ったとき、手で書いたとき、対話したとき、子どもたちの理解、集中、思考、表現がどう変わるのかを丁寧に観察し、教師と研究者が一緒に振り返り、言葉にしていく。これは、文京区がこれまで行ってきた授業研究を、大学の知と結び付けて一段高度化する取組です。

二〇三〇年までにはまだ時間があります。この数年間を、単なる制度移行の待ち時間にしてはなりません。今から研究を積み重ねれば、低学年では何を大切にするのか、国語ではどうするのか、英語ではどうするのか、紙とデジタルをどう組み合わせるのか、生成ＡＩをどこに位置付けるのか。国から示される一般的な指針だけではなく、文京区の子どもたちが、先生方の実践から得られた知見を持って、新しい制度を迎えることができます。

そこで、教育長に三点伺います。

第一に、二〇三〇年度から新しい教科書制度を見据え、教育研究協

力校の仕組みを活用して、発達段階や教科の特性に応じた紙とデジタルの効果的な活用を、新たな研究課題として位置付けてはいかがでしょうか。特に、小学校低学年については、紙、手書き、デジタル、実体験、対話といった異なる学習経験が、子どもの発達や学びにどのような意味を持つのか、丁寧に検証することを求めます。

第二に、その研究に、お茶の水女子大学を始めとする区内大学・研究機関の知見を取り入れ、学校現場の実践知と大学の研究知を結び付けることで、本区の研究授業を更に高度化することを提案します。教育長の見解を伺います。

第三に、そこで得られた知見を、区立学校全体へ還元するだけで終わらせるのではなく、東京都や文部科学省にも積極的に発信していただきたい。国が制度を作り、自治体がそれを受け取るだけではありません。実際に子どもたちが学ぶ学校を持つ基礎自治体だからこそ、現場で得られた知見を、東京都や国の教育政策へ返していくことができます。

文の京が教育政策の受け手であるだけではなく、次の教育の在り方を現場から提案する自治体となることを期待しますが、教育長の見解を伺います。

デジタル化は、教育の目的ではありません。ＡＩを使うことも、教育の目的ではありません。教育の目的は、子どもが自ら読み、自ら考え、自ら問い、自らの言葉で他者と対話できる人間へと成長することです。

そのために、紙が適しているなら紙を使う、デジタルだからできることの学びにはデジタルを使う、ＡＩによって初めて可能になる学びがあるならＡＩも使う。技術に教育を合わせるのではなく、子どもの学びに技術を合わせるべきです。

二〇三〇年度までには、まだ時間があります。その時間を、制度の開始を待つだけではなく、学校現場で実践と検証を積み重ねるために使っていきましょう。そして、そこで得られた知見を文京区の中だけにとどめるのではなく、現場からの実証をもって、東京都や国の教育政策に働き掛けていく、それが、文の京から次の学びを作るということではないでしょうか。

以上で質問を終わります。

御清聴にありがとうございました。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）　田中としかね議員の御質問にお答えします。

最初に、ＡＩトランスフォーメーション、いわゆるＡＸに関する御質問にお答えします。

まず、予算編成についてのお尋ねですが、令和九年度の予算編成方針では、ＡＸについて明記しておりませんが、徹底した事務事業の見直しと再構築による効率化や、更なるＤＸの推進による組織的な働き方の見直し等を示しており、予算編成においても議員御指摘の視点は必要なものと捉えております。

次に、本区における自治体ＡＸの位置付けについてのお尋ねですが、区では、生成ＡＩやＡＩチャットボット等のデジタル技術を活用し、業務効率化と区民サービスの向上に取り組んでおります。

また、ＡＩや区の所有するデータ等を活用することで、行政と地域社会との関わりを再度見直し、自治体が地域を支える能力そのものを更に高めていくことは、自治体運営に求められる新たな視点と認識しております。

ＡＸを本区の政策に位置付けるためには、本年七月に設置された国の研究会における自治体ＡＸの議論や、東京都、ＧｏｖＴｅｃｈ東京の動向等を踏まえた十分な検討が必要と考えております。

今後とも、本区における自治体ＤＸの取組を着実に進めるとともに、ＡＸに関する国や都の議論の進展も踏まえ、その活用の可能性について研究してまいります。

次に、防災分野の共同研究等についてのお尋ねですが、大規模災害時には、限られた人的資源等で被害状況の把握や避難情報の提供などを行う必要があります。そのような状況下においても、迅速かつ的確に対応するためには、デジタル技術等の活用により業務の効率化を図ることが重要と認識しております。

一方、防災分野におけるデジタル技術の活用については、データ化やＡＩ活用が有効な業務の精査のほか、セキュリティの確保などの課題整理も必要となります。

現在、区では、災害情報システムを導入し、情報の集約などの活用に努めているところであり、他自治体での事例も含め、デジタル技術の活用について研究を深めてまいります。

なお、金沢市とは、歴史的、文化的なつながりから友好交流都市の協定を締結しているところであり、今後、被災地外避難の体制構築を進めるためにも、災害時の相互応援について検討してまいります。

次に、他自治体等との成果の共有についてのお尋ねですが、基礎自治体において、ＡＩ活用等の新たな取組を他自治体等と共有していく視点は必要であると認識しております。

引き続き、国や都の動向も注視しながら、防災分野に限らず、各施策における効果的なＡＩの活用方法等について検討してまいります。

最後に、地域におけるケアについての御質問にお答えします。

地域におけるケアとは、支えが必要な人に対して単にサービスを届けることにとどまらず、支え手と受け手という関係を超えて、多様な主体がつながり合いながら、地域を作り上げていく営みであると認識しております。

さらに、その中で生まれた経験や知見を地域に浸透させ、次のケアや次の世代へとつなぐ支え合いを、将来にわたって循環させることが大変重要となります。

区においては、東京大学グローバルナーシングリサーチセンターとの連携協定に基づく取組の中で、昨年度から講座を開始しており、参加者一人一人が、自身の学びや経験を身近な方や地域に伝え、還元する動きが少しずつ生まれています。

また、地域の専門職と区民とのつながりについては、社会福祉協議会の提案公募型協働事業Ｂチャレを活用し、ＮＰＯ法人との協働事業を通じて、支援者と相談者の立場を超えた関係性の構築とともに、架け橋となる人材の発掘の取組を進めているところです。

こうした協働の取組により生み出される経験や知見を地域全体で共有することが、次世代に向けた持続的な支え合い体制の構築につながるものと認識しております。

引き続き、区民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支え合いの仕組みづくりの推進に努めてまいります。

なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。

〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　丹羽恵玲奈教育長。

〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕

○教育長（丹羽恵玲奈）　教育に関する御質問にお答えします。

教育のデジタル化と新たな教科書制度についてのお尋ねですが、教

育委員会としては、紙の教科書とデジタル教科書の効果的な併用は、問題解決的・探究的な学習に深く結び付くものと捉えております。
そのため、各校の教育課程において、デジタルの活用を適切に位置付けるよう促し、子どもたちの発達段階や教科の特性に応じた活用を推進しております。
研究協力校や研究協力園はもとより、区立の幼稚園、小・中学校においては、区内大学の教授等と連携を図り、研究授業や研究発表会の講師としてお招きし、御指導いただいております。また、研究発表会等を通じて学校・園の実践内容を、区内外へ幅広く発信しております。
今後とも、区研究協力校や都研究推進校の取組状況や研究成果等を広く周知するとともに、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組を推進してまいります。

〔田中としかね議員「議長、二十一番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　二十一番田中としかね議員。

○田中としかね議員　自席からの発言をお許しください。
区長、教育長、御答弁ありがとうございました。
今回の質問では、ＡＸ、ケア、そして教育という三つのテーマを取り上げました。一見すると異なる分野ですが、私が共通して考えていたのは、これからの文京区がどのような地域社会を目指すのかということです。
行政は政策を実施し、その結果から学ぶ。地域では人が支え、支えられる経験を通じてケアの在り方を学ぶ。そして、学校では子どもたちの学びを日々の授業実践から問い直していく。
学びは、学校の中だけにあるのではありません。人々の経験を知に変え、その知を次の実践へと生かしていく、そうした循環が地域社会そのものを豊かにしていくのではないでしょうか。
今回の質問を通じて、これからの文の京を考える上で、なぜ学びという視点が欠かせないのか、その問題意識をお伝えできていれば幸いです。
ありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　議事の都合により、会議を暫時休憩いたします。

午後二時三十六分休憩

午後二時四十九分再開

○議長（市村やすとし）　これより会議を再開いたします。それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔依田翼議員「議長、六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　六番依田翼議員。

〔依田翼議員登壇〕

○依田翼議員　会派区民が主役の会を代表して質問させていただきます。
区民が主役の会は、健全な行政運営のため、議会による監視機能の強化と情報公開の推進という目標を掲げています。今回はその観点から質問させていただきます。
まずは、元町ウェルネスパークの問題について伺います。
最初に、経緯を簡単に述べます。
元町ウェルネスパーク西館は、学校法人順天堂が文京区から土地を借りて開発したものです。二千八百五十五平方メートルの土地を、二〇七二年までの約五十年契約の定期借地契約で賃借し、建物を建てました。ただ、一階と二階が区立認定こども園元町幼稚園となり、区が区分所有することになったこと、それから、区の求めにより容積率を

使い切っていないことなどを勘案し、このような制約がない場合と比べて、地代が半分以下に割り引かれました。

それとは別に、敷地面積の三割を占める元町幼稚園の園庭部分は、元町幼稚園が独占的に使用することになったという理由により地代を取らないことを決め、結果的に、面積按分により地代を約三割引きにしてきました。

令和七年度の開園直前には、三割引きをやめる代わりに、園庭部分を貸付面積から外すという契約の変更がなされました。貸付面積自体が減ったので、結果的に地代は三割引きのままです。

しかし、園庭の地下には順天堂が造った体育館などがあり、貸してもいない土地に無権原で建築物を造っているのではないかという重大な問題が浮き彫りとなりました。

さて、この件に関しては、我々区民が主役の会のメンバーである依田翼、海津敦子、小林れい子が連名で六月五日に提出した住民監査請求の結果が、今月に入ってから公表されました。複雑な事案ということで、文京区で初めてという個別外部監査契約に基づいて、弁護士四人、不動産鑑定士一人による専門家チームが監査を実施したものです。最終的には、監査委員がこれを尊重した形で勧告を出したものと理解しております。

監査の結果として、監査委員からは、行政財産としての園庭の範囲に含まれる地下体育館について、文京区が適法に私権を設定した事実は認められなかったとして、民法上の不法占有状態にあるとともに、法に違反する状態と言えるとした個別外部監査人による判断は是認でき、区はこれを是正すべきであるとの指摘がありました。

また、個別外部監査人からは、本件請求に関連して初めて問題の所在を認識するという状況は、各担当部署間の連携において、連携先の他部署においても、担当部署と同様の事案への理解があるとの思い込みや、全ての情報について説明を受けているはずという先入観が要因となっていることがうかがえ、情報共有の在り方を見直す必要があると言える。本件のように、事業者に建設を任せるような場合において、文京区内の専門部署が関わらない状況になることは避けるべきである、公有財産管理運用委員会には、土地利用、建物建築に関する専門的知見を有する職員を参加させる等、意思決定機関の構成を見直し、問題を早期に発見できる体制の確立を行うべきであるという意見がありました。

他方で、地代の割引自体については不当ではないという結論が出され、当方にとっては不満の残る結果となりました。

今回の住民監査請求について、監査委員の報告書を区はどのように受け止めていますか。また、今後に向けてどのような運用の変更を実施していく考えでしょうか。教えてください。

また、区長としても、今回の経緯をどのようにお考えでしょうか。個々の職員の判断ミスはあるでしょうが、違和感を覚えても言い出しにくい組織体質があったかもしれません。また、外部コンサルへの依存による庁内の企画力の低下、公有財産の管理運用に関する内部検討会議の形骸化などもあるでしょう。

それに加えて、六月定例議会で同様のことを海津議員から指摘されても非を一切認めなかったことも、我々としては議会軽視で重大な問題であると考えております。

区長としても、区政運営の全体を踏まえた上で、反省すべき点があれば率直な御意見をお聞かせください。

さて、元町ウェルネスパークの関連の質問はこれで終わりますけれども、この問題を見たときに、非常に疑問に思ったことがあります。

そもそも土地の貸付料を算定するには土地の価格が必要です。文京区は、その土地の価格に相続税評価額を使っています。

相続税評価額は、一般には路線価と言われるものです。土地は俗に一物四価などと言われ、公的にも複数の指標があることは知られています。実際の取引価格の他に、国土交通省が出す公示地価、都道府県が出す基準地価、そして国税庁が相続税を算定する際に使う路線価です。

路線価は相続税を計算する際に国税庁が使うもので、公示地価の八〇％程度に設定されております。法令上明確な根拠はないものの、国税不服審判所の平成二十年の判断によると、八〇％と記載されております。

土地の価格はそれなりに変動します。相続税を徴収する際に、万が一にも実勢価格を上回る評価をして税金を取り過ぎてしまわないように、配慮された価格になっているわけです。

文京区の契約管財課が持つマニュアルによると、区有地の賃料は、路線価を用いて算出した土地の価格を基に、その四％を年間賃料にするという計算式となっております。なぜ四％なのかということを考え始めると非常にややこしい議論になるので、今回は触れませんが、路線価は全ての公道に数字が割り振られています。基準地価や公示地価は特定の地点のみ、路線価であれば、どの土地でも地価を計算できるという利便性があります。ただ、路線価は意図的に安く設定されているので、先ほどの計算式に当てはめれば、賃料は安く算出されます。

公有財産を利活用する際、土地の評価額として路線価を使うことへの法的な問題はないのでしょうか。

地方自治法第二百三十七条の二では、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならないとしています。土地に関しても、適正な対価がなければ貸し付けてはいけないわけです。もちろん、何らかの政策目的があって条例で定めるなどすれば、意図的に安く引き渡すことは可能です。

そもそも、文京区が路線価を基に地代を決めるという方式を取っているのは、内部マニュアルに書いてあるだけで、条例でも規則でもありません。むしろ、文京区の公有財産管理規則第二十九条には、地方自治法に基づき、普通財産の貸付料は、適正な時価により評定した額をもって定めなければならないと書かれています。

周辺の自治体の例を見てみましょう。区議会事務局を通じて二十二区に照会してもらったところでは、路線価を基準に区有地の地代を決めていると回答したのは、北区と中野区のみでした。このうち北区は、路線価が実勢価格の八割であることに鑑み、路線価を一律に〇・八で割る、すなわち一・二五倍にすることが公有財産貸付料算定基準で定められております。したがって、実質的には時価評価を目指していると言えると思います。

他の区は、不動産鑑定の実施、公示地価を基に推定、公有財産台帳による価格を利用など、いずれも時価評価を目指すものでした。文京区と中野区のみが、地代の根拠となる土地の価格を路線価で算出しております。

ここからが質問なのですけれども、文京区は現状、路線価を根拠にした土地評価を基にした区有地の貸付けは何件ありますか。公益的な観点で割引がある場合も多いと思いますけれども、元となる土地評価額が路線価ベースである場合は全てお示しください。

また、それらの年間地代収入について、公益的な観点で割り引いて

いるケースとそうでないケースに分けて、それぞれの合計額をお示しください。

区長は六月に、我が会派の海津議員の本会議一般質問において、元町ウェルネスパーク西館の土地について、「相続税路線価による適正な算定により貸付基準が明確になり、土地のより正確な評価が可能になっているものと認識しております」と答弁しました。この土地に限らず、区有地全体に関してなのですけれども、路線価を基礎に区有地の賃料を定めるのは、法令が定める適正な時価という概念に適合していると考えていますか。路線価を使うことで、不当に安い地代になっていないでしょうか。

また、この方式はいつ定められたのでしょうか。また、どのような理由で路線価を使うことになったのか、そして現在も使っているのか、経緯と理由について教えてください。

重要な算定基準でありながら、条例や規則に書かず、契約管財課のマニュアル頼みなのは行政の手続として適正でしょうか。マニュアルは区の公有財産管理規則に違反していないでしょうか。

最後に、路線価を基準とした土地評価の在り方を見直す考えはありますか。

次に、フロントなし、係員の常駐なしのホテル・旅館の規制案について伺います。

文京区は、五月、旅館業法施行条例の改正を打ち出しました。内容は、フロント設置の義務付け、係員の二十四時間の常駐義務、国内非居住者による個人運営の場合に、国内に代理人を置くことなどです。同様の内容を盛り込んだ条例改正案が、この九月定例議会に議案として提出されております。

フロントなしホテルの設置は、国の規制緩和によって認められたもので、区内に二十三軒存在いたします。さらに、チェックインもＩＣＴ機能を使った遠隔で可能となったため、フロント機能を内部に全く持たなくてもよくなっています。

六月の厚生委員会では、今回の規制強化の理由として、区側は、感染症の防止、緊急時の対応の強化などを挙げました。また、国が条例でフロントの設置やフロントスタッフの常駐義務を課すことを場合によっては認めるという判断をしたことも、文京区が独自の動きを始めた理由だと理解しております。

まず、感染症の対応ということなのですけれども、フロントがあり、スタッフが常駐していると、具体的にどのように感染症を防止することが可能なのか、見解を伺いたいと思います。

また、例えば都内では、このような規制強化の動きは見られるのでしょうか。区が挙げる懸念事項について、具体的な危険性が差し迫っているとは言い難いようにも見えますけれども、どの程度の蓋然性があれば、法で認められた民間の営業の規制強化をすることが可能だと考えますでしょうか。

民泊との関係についても伺います。

許可制のホテル・旅館業と届出制の民泊は制度的にかなり異なるものだと私は思っているのですけれども、フロントなしホテルに関しては、戸建て住宅や集合住宅を活用することもできますので、施設面では近い部分もあります。

民泊については、それなりの苦情が住民から出ているということで、一層の規制について、考慮の余地があると思います。

その際に、民泊を規制強化すると、フロントなしホテルに業態転換して、又は民泊を設置しようとしたのをやめてホテルとして申請し、営業規制を逃れるのではないかという懸念を区は持っていると聞いて

おります。だから、あらかじめ穴を塞いでおくのだと。

このような考え方は、手段としては合理的かもしれませんけれども、いまだ起きてないことを前提に、規制強化に乗り出すということでもあるわけです。

区は、このような考えを持って今回の規制強化に乗り出したのでしょうか。また、民泊逃れを防ぐための規制強化というのは、行政の理屈として成り立つのでしょうか。

フロントなしホテルを設置することは違法ではないわけで、違法ではない行為の量的な削減のための予防的な規制というのは、立法事実がやや弱いように思われます。お答えください。

フロントなしホテルはホテルですので、元から住宅専用地域には建設できません。設置できるエリアには制限があります。

私は区内の全てのフロントなしホテルを見に行きましたけれども、繁華街でビル一棟丸ごとホテル化している例が目立ちました。建物に入るためには何らかの解錠が必要なこともあり、バルコニーがないなど、見た目は違いますけれども、人の出入りという点ではオートロックのマンションと同じような雰囲気でした。

ただし、一階が飲食店だったりする場合や、ビルのワンフロアだけホテルというような例、あとは、賃貸アパート一室だけというホテルも少数ながら見られました。

実際のところ、フロントなしホテルへの区民からの苦情や問合せというのはどのぐらい来ているのでしょうか。カテゴリーごと、過去数年について、年ごとに数値を教えてください。

区が規制強化の理由の一つとして述べた、常駐ではなく十分以内の駆け付けスタッフでは連絡が付かない、不安だという根拠になるような苦情については、どのぐらいあるでしょうか。

ホテル・旅館業は、設置の際に近隣への説明会が義務付けられております。私も、縁あって、区内で過去三回、フロントなしホテル設置に関しての説明会に参加したことがございます。確かに、説明会ではごみや騒音など様々な懸念が住民から示されます。かなり激しいやり取りも目撃いたしました。

ただ、運営者側も対応策を取ってはいます。複数言語で、窓を開けないようにといった注意書きをしているといった話も聞きました。また、ごみは事業ごみとして業者が回収するのは一般のホテルと同じです。

届出制の民泊と比較して、許可制のホテルは行政による事前・事後のチェックも厳しいものだと思います。民泊と比べると設置数が一桁少ないですから、苦情の絶対数はそれほど多くないかもしれませんけれども、ホテルの運営が実際に始まった後の苦情がどの程度あるかというのは、運営を見直すべきかどうかの重要な指標になり得ると思いますので、お答えください。

今回の規制強化が実施されると、設備面だけでなく、人件費の面でも事業者に大きな負担を課し、結果的に利用者の負担も増える可能性があります。それに見合うだけの強い根拠を持った規制であるという根拠を、是非お示しいただければと思います。

次に、文京区が保有する各種基金の運用についてお尋ねします。

文京区は、他の自治体と同様に、財政調整基金や学校施設建設整備基金などの目的別で基金を保有しています。その残高は、最新の六月末時点で五百十四億円。それぞれ使う時期や規模などは異なりますけれども、お金に色はありませんので、まとめて話したいと思います。

現状、インフレが進む中で金利も上昇しております。逆に言えば、運用をしっかりしないと、基金の実質的な価値が大きく目減りしてし

まう時代になりつつあるわけです。

自治体が持つ基金の運用は、元本割れのない安全性が重視されます。文京区では、元来、保有する基金に占める債券の割合を高くして、預金金利よりも高い利回りを実現してきました。

また、国債ではなく、それよりも僅かながら金利が高い、公的な機関が発行する債券を購入してきました。具体的には、都道府県債のほか、高速道路会社の社債など、公益性が高い団体の債券を八十本ほど購入しております。もちろん、倒産リスクのある一般企業の社債を買うわけにはいかないので、これは賢明な選択だったと言えると思います。

ただ、保有し、満期が近い債券の中には、十年のような満期が長いものも含まれています。これらは、利率が〇・一％にも満たないようなものが多数あります。令和に入ってから購入した債券に関しては、満期が五年というものが多く含まれ、こちらは購入したのが相対的に最近のため、〇・五％程度の利率のものが多くなっています。

ところが、足元の相場を見ると、金利のベースとなる国債の利回りは、二年が一・八％、五年が二・三％、いわゆる長期金利と言われる十年物の利回りは、約三％に達しております。過去に十年といった長い期間の債券の償還を待っている間に、どんどん金利は上昇しているわけです。

今後の運用について質問です。自治体の債券投資は満期までの保有が原則で、名目での損失が出ることはありません。他方で、高い金利で運用できないことで、機会損失は発生いたします。現下のような金利上昇局面では、期間の長い債券を買ってしまうと、結果的に高い金利を取り損ねる可能性も出てきます。

九十日の定期預金でも、一・六％台の金利が実現できていると聞いております。債券投資も、相対的に期間の短いものに投資することで機動的に投資先を選べるようにした方がいい局面と思いますけれども、区の考えを教えてください。

次に、区立幼稚園の定員割れ問題についてです。

二〇二五年二月の一般質問にて詳しく述べたので繰り返しませんけれども、状況は一層悪化しております。

区立幼稚園は、三年保育と二年保育のところがありますけれども、五月一日時点の新入園児の数を見ると、青柳幼稚園が何と三人で、後楽幼稚園と小日向台町幼稚園が六人と、新入生が一桁の園が三つも出てきてしまいました。そのほか、本駒込幼稚園が十人、根津幼稚園が十一人、第一幼稚園ですら十四人しかいません。

仮園舎生活が控える小日向台町幼稚園、新園舎ながら園庭整備が未完了の後楽幼稚園といった個別の事情はありますけれども、ベースとなる需要が減っていることは明らかだと思います。

まず、お聞きします。各学年一クラス編成の幼稚園の年間運営費はどのぐらいでしょうか。二年保育、三年保育に分けて、運営費の目安を示してください。

共働き化と少子化のダブルパンチで、幼稚園の利用者は減るばかりです。私は、以前の一般質問で、三十年前に作られた区立教育施設の適正配置計画について触れました。この計画は実際には余り実現せず、小学校を大幅に減らさなかったことは、結果的には良かったと評価されております。

しかし、幼稚園需要については、今後増えるということは極めて考えにくいものです。今後、改めて幼稚園に限った適正配置計画を速やかに策定し、撤退戦略を考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

六月定例議会では、沢田議員の質問に対して、教育長は「現時点では幼稚園全体の在り方を変更する考えはございません」と答弁されましたけれども、余りにも対応が遅過ぎると思います。

私の以前の質問に対しても、また六月の沢田議員の質問に対しても、教育長は「区立幼稚園で幼児教育を受けたいというニーズはあると認識している」と述べました。確かに、あるから新入生がいるのだと思います。

しかし、大事なのは、需要があるかどうかではなくて、私立など他の受皿がある中で、税金を使って区立園を維持することの優先順位がどれだけ高いかです。

コストとベネフィットを比較して、新入園児が一桁のような区立園を存続させる必要性と、今後の施策について、改めて答弁をお願いいたします。地域性や個別の論点があると思いますので、できる限り園ごとに言及していただくようにお願いいたします。

入園希望者が一桁の場合はクラス編成しないというルールの園もありますので、そのルールのありなしによって場合分けしていただいても結構ですし、二年保育、三年保育の違いもありますので、そうした観点からカテゴリー分けしていただいて方向性を示していただいても結構です。

また、私立園が無償化された中で、区立園を維持する必要性についても改めて教えてください。ニーズがあるからという理由以外でお願いいたします。

三から五歳児の児童のほとんどは、何らかの保育・教育サービスを受けております。区立幼稚園が認定こども園に転換すると、例えば給食が出るなどのサービスが向上します。

教育長は、六月の答弁で、区立幼稚園に関して、「地域に根差した特色ある魅力をこれまで以上に積極的に発信していく」と述べましたが、ＰＲをしたりサービスを向上させたりして人気が高まっても、私立園から生徒を奪うだけです。

共働き家庭は、基本的に認定こども園の幼稚園枠は使わないのですし、区立園生き残りのための需要掘り起こし策の意義を私は感じることはできません。

量的な削減を進めていくことが、税金の無駄を排し、民業圧迫を緩和し、区内の各主体の幼児教育の安定的な存続につながると強く主張させていただきます。

くしくも区は、令和九年度予算編成方針において、歳入の増加を上回る規模で歳出が増加しているとして、これまで以上に持続可能性や不断の改善を意識した財政運営が必要、各部が限られた経営資源を最適配分することが求められる、具体的には、技術革新や社会情勢の変化により事業の有効性や必要性が低下しているもの、目的や対象が類似したもの、当初の目的を達成し、継続の必要性が低下しているもの等を徹底的に見直しなどと記しています。

こうした観点から、区立幼稚園を、幼稚園型認定こども園も含めて、十園全てを維持することの妥当性についてお答えください。

こども園の話が何度も出ましたので、文京区の幼稚園型認定こども園という枠組みの問題点についても、引き続き指摘させていただければと思います。

文京区は、全国的にも珍しい公営の幼稚園型認定こども園を設置しており、今後も増やす予定になっています。ただ、現場が幼稚園教諭のみによる運営であることから、ゼロ歳児保育はしないという仕組みになっていること、保育士と比べて給与テーブルが高いため、人件費がかさむという問題がございます。

こうした区の認定園の仕組みが出来上がった理由について伺います。

一歳児からしか預からないというルールはどのように生まれたのでしょうか。法令上や施設上の制約があってできないのでしょうか、それとも職員の能力的な問題でしょうか。

また、幼稚園教諭側からどのような意向が示されたのか、示されたのであれば、どのような理由でゼロ歳は対処できないということになったのか、教えてください。

ゼロ歳児も取り扱える保育士資格自体は、もちろん幼稚園教諭のほとんどが所持していると聞いていますけれども、所持率についても教えてください。

最後に、小日向台町幼稚園を廃止すれば地下の掘削等の必要がなくなることも相まって、小日向台町小学校の工期と工費が大幅に削減できるという私案についても表明させていただきます。

最後に、幼稚園、小学校、中学校の教員の一部に国際バカロレア流の研修をして授業の質を高めることを狙う、世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについて伺います。

昨年の決算審査特別委員会で、この事業の必要性と事業者が選定された経緯の不透明さについて質疑をさせていただいてから、一年が経過いたしました。

同事業は二年目となる今年度の予算にも引き続き計上されていますけれども、事業の具体的な設計がまだ見えないまま年度の半分が経過するという奇妙な状況となっています。

今年度の事業は、昨年契約した国内企業を代理店として実施するのではなく、国際バカロレア機構が直接実施する形になる方針と聞いていますが、具体的にはどのように実施する予定でしょうか。サービス提供者、契約の内容や研修の実施時期・内容、参加人数や費用などについて説明してください。また、国外事業者と契約する場合の課題についても教えてください。そもそも、サービス提供者が変更となった理由についてもお示しください。

以上で質問を終わります。

〔成澤廣修区長「議長、区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　成澤廣修区長。

〔成澤廣修区長登壇〕

○区長（成澤廣修）　依田議員の御質問にお答えします。

最初に、元町ウェルネスパークの住民監査請求についての御質問にお答えします。

文京区職員措置請求監査結果では、地下体育館の占有権原の違法性及び本件土地に係る貸付料の算定方法の適正性への疑義並びに園庭部分の貸付料における財産の管理を怠る事実があることを理由に、財務会計上の損失について遡及徴収等を求める請求人の主張は理由がないとする報告がありました。

区では、既に地下体育館の権原の設定について対応を検討しており、また、監査結果の指摘事項を重く受け止め、組織の連携強化等にも取り組んでいるところです。

次に、区有地の貸付に関する御質問にお答えします。

まず、貸付件数等についてのお尋ねですが、本区において、相続税路線価を用いて貸付料を算定し、区有地を貸し付けているケースは十八件です。

その内訳として、減額したケースは、主に福祉や保育事業を理由としたものが十六件で、昨年度の年間地代収入は合計約三千八百万円、建物の制約を考慮したものが一件で約二千三百万円、減額を行わなかったケースは一件で約二億円でした。

次に、土地貸付料の算定方法についてのお尋ねですが、区有地の土地貸付料は、相続税路線価に利回りを乗じて算定しております。

相続税路線価は、道路に面する標準的な宅地の価額で、区内の多くの地点で定められており、個々の土地の価額をより正確に把握できることから、土地貸付料の算定に活用しています。

また、適正な時価を算定するため、相続税路線価に必要な補正を加えた利回りを乗じております。

したがいまして、相続税路線価は土地貸付料を構成する一つの要素であり、これを用いることに問題はないものと認識しております。

次に、相続税路線価を用いるようになった経緯等についてのお尋ねですが、本区では、土地等の貸付料の算定に関して、平成十五年に普通財産の貸付料算定基準を定めております。

本基準では、個々の土地の価額を正確に把握するため、相続税路線価を用いることとしているなど、公有財産管理規則に定める適正な時価の具体的な計算方法を示しております。

このため、本規則に基づき適正に評価が行われるものと考えており、現時点で本基準を見直す考えはございません。

次に、フロントのない宿泊施設等に関する御質問にお答えします。

まず、感染症対応についてのお尋ねですが、宿泊施設では、施設内の衛生管理に加え、感染症等が発生した場合に、速やかに状況を把握し、必要な対応につなげる体制を確保することが重要と認識しております。

フロントを設置し、従事者が常駐することにより、宿泊者に体調不良等が生じた場合も、速やかな状況の確認、必要に応じた対面での説明・案内ができるほか、必要な衛生管理や清掃・消毒、保健所等との相談・連絡・連携が速やかになるため、適切な体制を確保できるものと考えております。

次に、規制強化についてのお尋ねですが、近年、ＩＣＴの活用による無人運営の小規模な宿泊施設が住宅地域に増加し、近隣住民の生活環境に影響を与えるなど、旅館業を取り巻く環境が変化しています。

こうしたことを踏まえ、本区における宿泊施設の実態や衛生上の課題等を総合的に勘案し、必要な基準を見直すこととしました。

なお、他自治体においても、従事者の常駐や客室の床面積に関する基準など、地域の実情に応じ、独自の規制を設けているものと認識しております。

次に、意見等についてのお尋ねですが、開業後のホテルについて、区へ寄せられた意見や苦情は十九件で、令和三年度三件、四年度一件、五年度一件、六年度五件、七年度九件でした。

その内容としては、施設・設備に関するものが六件と最も多く、次いで営業・運営に関するもの、近隣の生活環境に関するものがそれぞれ五件となっております。

また、区へ寄せられた意見や苦情の総数は、令和三年度三件、四年度一件、五年度五件、六年度百五十七件、七年度五十件となっております。

その内容としては、周辺住民の生活環境に関するものが百十三件と最も多く、次いで従事者が常駐しないことに関するものが四十五件となっております。

次に、規制の根拠等についてのお尋ねですが、今回の条例改正は、本年一月及び六月に国から発出された通知等を踏まえ、公衆衛生の一層の向上、区民の良好な生活環境及び利用者の安全の確保を図るため、公共の福祉と事業者の負担との均衡を十分に配慮し、必要な基準について見直しを行うものです。

最後に、基金の運用についての御質問にお答えします。
現在運用している基金は約五百十四億円あり、そのうち約六四％を債券で運用しております。
現在、金利が上昇傾向にあること、また、基金総額が減少傾向にあることから、債券の購入に当たっては、流動性を考慮し、償還期間が二年又は三年の短期の債券を中心に行うことを考えております。
引き続き、金利の動向や財政状況等を見極めながら、安全性を最優先し、流動性を十分確保した上で、柔軟かつ効率的な基金の運用に努めてまいります。
なお、教育に関する御質問には、教育長より御答弁申し上げます。
〔丹羽恵玲奈教育長「議長、教育長」と発言を求む。〕
○議長（市村やすとし）　丹羽恵玲奈教育長。
〔丹羽恵玲奈教育長登壇〕
○教育長（丹羽恵玲奈）　教育に関する御質問にお答えします。
初めに、区立幼稚園についてのお尋ねですが、多くの園が小学校等と敷地や園舎を共有しており、建物全体の老朽化対策工事を始め、空調設備、ＩＣＴ設備、大型備品や遊具などの更新、教員配置の構成や在籍園児数の違いなど、年度や園ごとの状況による変動要素が大きく、運営費を一概にお示しすることは困難です。
なお、仮に、令和七年度の職員給与費、校園舎等運営維持管理費、校園舎等各種整備費、預かり保育運営費等を合計すると約二十三億円で、これを学級数で単純に割り返すと、一学級当たり約六千七百万円です。
区立幼稚園への入園希望者は減少傾向にありますが、入園希望者数が一定数に満たない場合の取扱いを定めた文京区立幼稚園の学級編制等に関する要綱に基づき学級編制を行っており、現時点において、新たに区立幼稚園の適正配置計画を策定する考えはございません。
区立幼稚園は、幼児教育を提供する場であるとともに、特別な配慮を必要とする幼児や医療的ケアを必要とする幼児、外国籍の世帯を含む多様な背景を持つ子どもたちへの対応など、公立の幼児教育施設としての役割を担っております。
そのため、園児数の減少のみをもって直ちに幼稚園全体の在り方を変更する考えはございませんが、文京区立幼稚園の学級編制等に関する要綱の条件に該当する園については、規定に基づき、対応を進めてまいります。その際には、保護者に不安が生じないよう、丁寧に説明してまいります。
また、既に認定こども園化を決定している園について、計画を見直す考えはございませんが、認定こども園の開設に当たっては、その時々の待機児童数や在園児数等の状況を総合的に考慮した上で、募集人員を設定してまいります。
今後とも、年少人口の動向等を注視しつつ、多様化する教育・保育ニーズに適切に対応してまいります。
次に、幼稚園型認定こども園における保育年齢についてのお尋ねですが、区立幼稚園の認定こども園化に当たっては、文京区区立幼稚園の認定こども園化検討委員会を設置し、認定こども園化に当たっての条件整理等を行いました。
その中で、ゼロ歳児の定員を設定した場合、一歳児はゼロ歳児と一歳児の定員差の人数しか入園できないこと、限りあるスペースにゼロ歳児保育のための施設整備を加えなければならないこと等の理由から、一歳児からの定員設定が望ましいとされました。
教育委員会では、この報告書を踏まえ、幼稚園型認定こども園では一歳児から保育を行うことを決定したものです。

この検討委員会には、教育委員会と区長部局の関係管理職のほか、区立幼稚園の園長及び区立保育園の園長が参加しておりました。幼稚園長の委員からの個別意見については把握しておりませんが、検討委員会の総意として報告がなされたものと認識しております。

なお、幼稚園教諭のうち、保育士資格を保有している者が占める割合は九四・六％です。

最後に、国際バカロレア機構と連携した取組についてのお尋ねですが、令和八年度については、国際バカロレア機構から外部提供者を介さない形で教員研修を実施したい旨の申出を受けたことから、同機構と直接書面を取り交わし、研修プログラムの提供を受け、その費用を負担して実施する予定です。

なお、実施に当たっては、海外団体への送金など財務会計上の課題がありました。

研修は、探究、評価、概念的理解の三つのテーマについて、教員及び管理職五十名を対象に、令和八年十二月から令和九年三月にかけて実施する予定です。費用は、約五百八十万円を見込んでいます。

〔依田翼議員「議長、六番」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　六番依田翼議員。

○依田翼議員　自席より発言させていただければと思います。ゆっくりしゃべります。

区長、教育長、御答弁ありがとうございました。

幾つか簡単に受け止めを述べたいと思います。

元町ウェルネスパークについては、区が貸していない行政財産たる土地に民間建築物が存在する違法状態にあるという問題については、区長の方から、権原設定について対応を検討していると。監査結果の指摘事項を重く受け止めている、また、組織の連携強化にも取り組んでいるという御答弁をいただきました。

具体的にどのように進めているかというところはまだよく分からないところがありますので、引き続き、委員会等で詳細を確認させていただきたいと思っております。

それから、区が貸し付けている土地については、年間地代収入が、福祉的な視点で減額されているものを除いても二億円以上あるということが分かりました。

地代の根拠となる土地の評価額が全品二割引きになっておりますので、単純計算すると、年間五千万円以上取りっぱぐれているというふうなことになっていると思います。

そもそも、土地の評価額について路線価を用いることについては、たまたま区内の不動産鑑定士ともお話ししたときに、「それは絶対におかしい」と強く言われたということもあって、それで私の問題意識にもなっているところでございます。

今回の答弁では、路線価は個々の土地の価額を正確に把握するために用いているという答弁がありましたけれども、私はそれは根本的に間違っていると思いますので、引き続き是正を求めたいと思っております。

フロントなしホテルの苦情については、運営中のホテルに対する苦情は過去五年間で十九件ということでした。ここへ来て増えてきた業態ですし、そもそも民泊と比べると設置数が一桁少ないので、この数字自体への安易な評価は控えたいと思いますけども、他方で、意見や苦情の総数は二百件超あったということなのですけども、これは設置前の説明会の前後に寄せられたものが大半だと解釈しております。したがって、開業前の説明会で聞かれる不安のほとんどは、実際には顕在化はしていないのかなと受け止めました。

規制を更に強める条例案への対応は、今後慎重に検討したいなと思っております。

区立幼稚園については、こども園化の方針は変えず、需要減は定員で調整するという趣旨の答弁がございました。また、統廃合については、青柳幼稚園、後楽幼稚園、根津幼稚園、本駒込幼稚園について、募集時点で応募者が十人に満たなければクラス編成をしないというルール、要綱が現状あるので、それに従うのみという答弁がありました。

要は、引き続き積極的な措置は何もしないということだったのですけれども、財政の無駄という観点だけではなくて、余りにも需要の減少が急で、幼児に望ましい集団教育の質が見いだせなくなるという懸念も結構強いなと思っております。危機感を持って取り組んでいただきたいなと思っております。

以上です。

ありがとうございました。

○議長（市村やすとし）　以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、追って御通知申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十七分散会